

## 議 事 日 程

### ◎本日の会議に付議した事件

			臨時議長の選出について
日程第 1			仮議席の指定について
日程第 2			会議録署名議員の指名について
日程第 3			議長志願者の所信表明
日程第 4	選挙第 1号		議長の選出について
日程第 5			会期の決定について
日程第 6			副議長志願者の所信表明
日程第 7	選挙第 2号		副議長の選出について
日程第 8			議席の指定について
日程第 9			町長の挨拶及び提出案件要旨説明
日程第 10			常任委員の選任について
日程第 11			議会運営委員の選任について
日程第 12	選挙第 3号		遠軽地区広域組合議員の選挙について
日程第 13	選挙第 4号		選挙管理委員及び補充員の選挙について
日程第 14	同意第 1号		教育委員会委員の任命について
日程第 15	同意第 2号		監査委員の選任について
日程第 16	同意第 3号		公平委員会委員の選任について
日程第 17	承認第 1号		専決処分の承認を求めることについて
日程第 18			特別委員会の設置について
日程第 19			常任委員会及び議会運営委員会所管事務調査通知書

## 令和3年第7回

### 遠軽町議会臨時会会議録（第1号）

令和3年11月1日（月）午前10時00分開会

---

#### ◎本日の会議に付議した事件

			臨時議長の選出について
日程第 1			仮議席の指定について
日程第 2			会議録署名議員の指名について
日程第 3			議長志願者の所信表明
日程第 4	選挙第 1号		議長の選出について
日程第 5			会期の決定について
日程第 6			副議長志願者の所信表明
日程第 7	選挙第 2号		副議長の選出について
日程第 8			議席の指定について
日程第 9			町長の挨拶及び提出案件要旨説明
日程第10			常任委員の選任について
日程第11			議会運営委員の選任について
日程第12	選挙第 3号		遠軽地区広域組合議員の選挙について
日程第13	選挙第 4号		選挙管理委員及び補充員の選挙について
日程第14	同意第 1号		教育委員会委員の任命について
日程第15	同意第 2号		監査委員の選任について
日程第16	同意第 3号		公平委員会委員の選任について
日程第17	承認第 1号		専決処分の承認を求めることについて
日程第18			特別委員会の設置について
日程第19			常任委員会及び議会運営委員会所管事務調査通知書

---

#### ◎出席議員（16名）

議長	16番	杉本 信一 君	15番	竹中 裕志 君
	1番	白幡 隆一 君	2番	秋元 直樹 君
	3番	黒坂 貴行 君	4番	阿部 君枝 君
	5番	渡部 正騎 君	6番	戸松 恵子 君

7番	山本	悟君	8番	佐藤	昇君
9番	佐藤	登君	10番	山谷	敬二君
11番	前島	英樹君	12番	佐藤	和徳君
13番	渡辺	清夏君	14番	今村	則康君

---

◎欠席議員（0名）

---

◎列席者

町長	佐々木	修一君	教育長	河原	英男君
代表監査委員	村瀬	光明君			

---

◎説明員

副町長	舟木	淳次君	総務部長	佐藤	祐治君
経済部長	澤口	浩幸君	経済部技監	内野	清一君
総務課長	鈴木	浩君	企画課長	今井	昌幸君
財政課長	堀嶋	英俊君	生田原総合支所長	今泉	郁夫君
丸瀬布総合支所長	加藤	政勝君	白滝総合支所長	鴻上	栄治君
会計管理者	伯谷	和昭君	教育部長	大貫	雅英君
総務課長	村上	裕和君	農業委員会事務局長	広瀬	淳次君

---

◎議会事務局職員出席者

事務局長	小野寺	正彦君	事務局参事	岩井	誠志君
事務局係長	田中	郁美君			

**◎臨時議長の選出について**

○事務局長（小野寺雅彦君） 臨時議長の御紹介をいたします。

本臨時会は、一般選挙後初めての議会であります。議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うこととなっております。

本日御出席の年長議員である竹中議員を御紹介申し上げます。

どうぞ議長席にお着き願います。

○臨時議長（竹中裕志君） ただいま紹介いただきました竹中裕志でございます。

議長選挙が終わるまでの間、地方自治法第107条の規定により、臨時に議長の職務を行います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

---

**◎開会宣告**

○臨時議長（竹中裕志君） ただいまから、令和3年第7回遠軽町議会臨時会を開会いたします。

---

**◎開議宣告**

○臨時議長（竹中裕志君） 直ちに、本日の会議を開きます。

---

**◎日程第1 仮議席の指定について**

○臨時議長（竹中裕志君） 日程第1 仮議席の指定についてを行います。

議席が決定するまでの間、ただいま御着席の議席を仮議席として指定いたします。

---

**◎日程第2 会議録署名議員の指名について**

○臨時議長（竹中裕志君） 日程第2 会議録署名議員の指名についてを行います。

本日の会議録署名議員には、会議規則第125条の規定により臨時議長において、秋元議員、阿部議員を指名いたします。

暫時休憩いたします。

午前10時09分 休憩

---

午前10時22分 再開

○臨時議長（竹中裕志君） 再開いたします。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

---

**◎日程第3 議長志願者の所信表明**

○臨時議長（竹中裕志君） 日程第3 議長志願者の所信表明を行います。

この所信表明は、議会基本条例第16条により実施するもので、議会活動の方向性を明確にするとともに、議会の透明性を確保することを目的とするものであります。

あらかじめ2名の議員から申出がありますので、所信表明を行います。

今村議員、登壇願います。

○14番（今村則康君） ー登壇ー

議長志願者の今村則康でございます。

本日はさきの全体者会議の合意を得て、このように議長選挙に対して所信を述べさせていただくことになりました。同僚各議員の御理解、御協力に対し、厚くお礼を申し上げます。

まず申し上げることは、昨年より感染拡大している新型コロナウイルス感染症の一日も早い収束を目指し、かつコロナ後を想定した地域経済の活性化と町民生活の安定を見据え、町当局と議会が一丸となって一層の対策強化に取り組まなければなりません。

加えて、以前より課題である人口減少、少子高齢化による社会保障の負担増や地域経済の立て直し等、教育や福祉、自然災害等への対応、また、昨今の社会環境の変化によるJR石北線の問題や地域病院における医師等確保の多くの課題にも取り組まなければなりません。

このような状況を乗り越えていくために、町議会は二元代表制の下、町政発展と町民生活向上のため、今まで以上に町民の皆様の声に耳を傾け、遠軽町的意思決定機関としてその機能を十分に果たす必要があります。町民の皆様から寄せられる多くの声を町政に届け、限られた財源により効果的に投資していくために、町議会の果たす役割は大であると考えております。

特に町議会の在り方として、町民に開かれた議会の構築を目指してまいりたいというふうに考えております。具体的には、町民の皆様意見を真摯に受け止め、謙虚に耳を傾けながら、共に考え共に歩める議会をつくるために、これまでも当町議会において取り組んでこられた本会議、委員会等の公開、傍聴制度の充実に加え、議案情報の提供、今後予定している議会主催によるまちなか懇談会の実施など、議会の情報公開を進めてまいる必要があると考えております。

そのためにも、平成25年7月に施行した議会基本条例を視野に入れた道半ばの議会改革についても、皆様方の御理解と御協力を賜りながら進めてまいる必要があると考えているところでございます。

結びに、町民皆様方の信頼に応えられる議会を構築していくためには、ここにおられる議員の皆様一人一人の努力と行動が不可欠でございます。

私自身議会改革の先頭に立って、努力と行動を続けることをお約束させていただくとともに、未曾有の難局である新型コロナウイルス感染症の収束を願い、一日も早く安定した町民生活を取り戻すため、議長として誠心誠意、中立・公平・公正な議会運営に努めると

ともに、皆様方の御意見にも真摯に耳を傾けてまいる決意でございます。

どうか皆様の温かい御賛同と御指示を賜りますよう心から心からお願い申し上げ、私の議長選挙における所信表明とさせていただきます。誠にありがとうございました。（拍手）

○臨時議長（竹中裕志君） 次に杉本議員、登壇願います。

○16番（杉本信一君） ー登壇ー

ただいま議長選に立候補させていただきました、杉本信一であります。

立候補に当たりまして、私の議長に対する思いを皆様にお伝えをしたいと思っております。大きく四つのテーマに沿ってお話をさせていただきます。

まずは経済、皆さん御承知のように、もう2年近くなるこのコロナの感染、ようやく収束に向けた兆しが見えてきている。北海道の感染者数もこのところ本当に低い数字で安定をしてくしております。しかしながら、ここの遠軽町の経済界は想像を絶するような打撃を受けている。特に、料飲店の方々は我々の想像をはるかに超える影響を受けているところがあります。

私は長年、商工会議所という経済団体の役員をさせていただき、そういった影響を受けた方々の声をたくさん聞くことができます。さらに、議員の皆さんといろいろな議論をして、何かいい方法はないか、しっかりとテーマづくりをしていきたいというふうに考えるところでもあります。

続きまして、財政の問題です。

人口減少で税収増は見込めない中、この先は町の予算規模というのは少しずつ縮小していくのだろうと考えます。

そんな中で、我々は行政のチェック機関として議会が存在し、その中で少しでも無駄遣いを減らしていけるような、そういう体制をつくっていかなくてはいけない。ただ、我々がそのチェック機能だけを強調していくのではなくて、町に対して何か政策を提案していける、そういう空気をつくっていきたいというふうに考えております。議員間の自由討論という言葉もあります。我々がみんなで知恵を出して議論をして、この議会が何か町政の場に政策提言ができる、そういう機関でありたいというふうに考えております。

三つ目は、自衛隊の問題です。

この町にとって、自衛隊は特別な存在だと考えております。町長の努力のおかげで今少しずつ自衛隊も増強されております。私も前回の議員時代に議長の代理として、何回か防衛省に陳情活動に行かせていただきました。そんな中で自分の経験を生かして、もっともっと太いパイプをつくれるように努力をしていきたいというふうに考えます。また、ここ5年ほど防衛後援会の主催者として、陸上幕僚長経験者の方々と接する機会を得られました。そんなパイプも生かしながら、ぜひとも防衛省に対して遠軽町の自衛隊の存置・増強を、町長と一緒に熱い思いを持ってお願いをしていきたいと考えるところでもあります。

最後に、議会改革の問題です。

8年前、議会改革特別委員会の委員長をやらせていただきました。その中で、積み残してきたことがまだまだあります。それはひとえに私の努力と才能が足りなかったのだろうというふうに反省をするところでもあります。

今回、このような機会を得て、もう一度その議会改革にしっかり取り組んでいこうというふうに考えております。

一つは定数、報酬の問題、これはなかなか議論するのは難しいデリケートな問題であります。それでも今の財政規模、人口、それから類似町村の現状、これらを分析した上で、本当に今の定数がいいのか、逆に定数を増やそうという動きも前回もありました。やはり町民一人一人の声をすくい上げるためには、議会議員をただ減らせばいいというものではありません。そのような議論をしっかりと議員の皆様全員と行って、着地点を見つけていきたいというふうに考えております。

議会の本質は議論の場だというふうに考えております。私たちがけんか腰で議論をするのではなく、何かいい知恵を絞り出すために前向きな議論をしっかりと展開していけるような、そんな議会を目指して努力をさせていただきたいというふうに思います。

22歳から18年間、遠軽青年会議所という若者の団体に所属させていただきました。その18年間、まちづくり、まちおこしに若いながらも間違いだらけのときもありましたけれども、奔走してきた18年であります。商工会議所青年部の会長を2年間拝命をいたしまして、平成22年には、その商工会議所青年部の北海道の上部団体である北海道商工会議所青年部の会長を仰せつかり、また、その上にある日本商工会議所青年部の北海道の代表理事として経験をさせていただきました。そのときには年間100日以上、地元の町を離れて全国各地を駆け回ってきました。その仲間が今も全国各地にあります。その仲間たちと密に連絡を取り合いながら、全国各地のいい事例はどんどん吸い上げて、その情報ネットワークをつなげて活用していきたいというふうに考えるところでもあります。

遠軽に生まれてこの町で育ち、この町の何か少しでも役に立てないかということで、平成15年に初めて議員として立候補させていただきました。様々な経験をさせていただきましたけれども、いつかはこの場に立てる日を夢見てやってきたつもりであります。途中どうしようもなく、議会議員の道を諦めておりました。4年間のブランクがあります。それが幸いとなるのか、苦労になるのか、私はこの4年間議会を外から見させていただいた、そのことが大きな糧になっているというふうに考えております。皆様方の御賛同、御理解をいただきますようお願いを申し上げまして、私の所信の表明とさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○臨時議長（竹中裕志君） 以上で、議長志願者の所信表明を終わります。

念のため申し上げます。

ただいま実施しました議長志願者の所信表明は、地方自治法で規定している議長選挙の方法を変更するものではありません。所信表明の有無に関わらず、全議員がそれぞれ選挙人、被選挙人でありますので、御承知願います。

◎日程第4 選挙第1号

○臨時議長（竹中裕志君） 日程第4 選挙第1号議長の選挙についてを行います。

選挙は投票により行います。

議場の出入り口を閉めてください。

（議場閉鎖）

○臨時議長（竹中裕志君） ただいまの出席議員数は16人であります。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第32条第2項の規程により、立会人に山本議員及び山谷議員を指名いたします。

念のため申し上げます。

投票は単記無記名であります。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順番に投票を願います。

それでは、投票用紙を配付いたします。

（投票用紙配付）

○臨時議長（竹中裕志君） 投票用紙の配付漏れはございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○臨時議長（竹中裕志君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱の点検をいたします。

（投票箱点検）

○臨時議長（竹中裕志君） 投票箱は異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

局長が議席番号と指名を読み上げますので、議長席に向かって右のほうから順番に投票願います。

○議会事務局長（小野寺正彦君） それでは、2番杉本議員。3番佐藤登議員。4番秋元議員。5番白幡議員。6番前島議員。7番渡部議員。8番佐藤和徳議員。9番阿部議員。

10番渡辺議員。11番佐藤昇議員。12番山本議員。13番黒坂議員。14番山谷議員。15番今村議員。16番戸松議員。竹中臨時議長。

○臨時議長（竹中裕志君） 投票漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○臨時議長（竹中裕志君） 投票漏れなしと認めます。

これをもって、投票を終わります。

ただいまから、開票を行います。

山本議員、山谷議員、開票の立ち会いをお願いいたします。

（開 票）

○臨時議長（竹中裕志君） それでは、選挙の結果を報告いたします。

投票総数16票であります。これは先ほどの出席議員数に符合しております。

それでは、選挙の結果を報告いたします。

そのうち有効投票16票、無効投票ゼロ票であります。有効投票のうち、今村議員7票、杉本議員9票、以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は4票であります。

したがって、杉本議員が議長に当選されました。

議場の出入り口を開けてください。

(議場開鎖)

○臨時議長（竹中裕志君） ただいま議長に当選されました杉本議員が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

議長に当選されました杉本議員から発言を求められておりますので、これを許可いたします。

○議長（杉本信一君） ただいまの選挙において、議長に当選をさせていただきました杉本でございます。

皆様方から得た信任票、そして反対票も当然あります。その中で、これから議会運営していくに当たって、しっかりと皆様方とパイプをつなぎながら、お一人お一人の意見を聞きながら耳を傾け、先ほど申し上げた所信の部分を実際のものにしていく努力をさせていただきます。

自ら襟を正し、そして、中立・公正な議会運営を全力でしていく所存でございます。どうか皆様よろしくお願ひ申し上げます。（拍手）

○臨時議長（竹中裕志君） これをもって臨時議長の職務は全て終了いたしました。皆様の御協力、誠にありがとうございました。

それでは、杉本議長、議長席にお着き願ひます。

暫時休憩いたします。

午前10時52分 休憩

---

午前10時53分 再開

○議長（杉本信一君） 再開いたします。

---

### ◎諸般報告

○議長（杉本信一君） 局長をして諸般の報告をします。

○議会事務局長（小野寺正彦君） 御報告します。

ただいまの出席議員は、16人です。

本日の列席者は、佐々木町長、河原教育長、村瀬代表監査委員であります。

次に、地方自治法第121条の規定による説明員、議会事務局からの出席者、令和3年度例月出納検査の結果、議長の執務及び閉会中における各委員会等の活動状況につきまし

ては、別紙印刷の上、お手元に配付のとおりであります。

次に、本臨時会の日程は、第17までとなっております。

以上で、報告を終わります。

---

#### ◎日程第5 会期の決定について

○議長（杉本信一君） 日程第5 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日から11月2日までの2日間にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から11月2日までの2日間と決定いたしました。

---

#### ◎日程第6 副議長志願者の所信表明

○議長（杉本信一君） 日程第6 副議長志願者の所信表明を行います。

この所信表明は、議会基本条例第16条により実施するもので、議会活動の方向性を明確にするとともに、議会の透明性を確保することを目的とするものです。

あらかじめ一人の議員から申出があります。その所信表明を行います。

竹中議員。

○16番（竹中裕志君） —登壇—

遠軽町議会議員の竹中裕志でございます。

今回、遠軽町議会副議長選挙に立候補に臨むに当たり、私の議会活動と運営に対する所信の一端を述べさせていただきます。

1点目でございますが、遠軽町議会基本条例では、町議会議員として守らなければならないこと、また、慣行として行ってきた事項を改革することにより議員としての心構えを改め、二元代表制の一端を担う議会が町民の信託に応える議会となり、町民の福祉の向上と町政の発展を目指すという二つの大きな目的がございます。

したがって、私は二元代表制の下で、ともに住民から選ばれた首長と議会は互いに対等に対峙し、基本的な方針を議決し、議会はその執行を十分に監視して、これからの遠軽町を住みよい町にするために積極的に政策提案を行い、その使命と責任を果たして議長と共に議会の活性化を図ってまいります。

2点目は、議会基本条例第3条の議員の政治倫理についてであります。

議会及び議員の使命は、住民目線で政策を巡る立案、決定、執行及び評価における論点・争点を明確にし、真の地方自治の実現を図ることが使命とされております。このことは、議会とは広く町民全体の奉仕者であって、決して一部の奉仕者ではないということであり、まさに町民の疑惑を招くことのないように議会は行動し、議員の地位の影響力を不

正に行使することなく行動して、町民から信頼される議会にしていくべく努力をしております。

3点目でございますが、このたびの選挙におきまして、本町の投票率は64.62%と低調であり、また無効票が165票、うち115票の白票がありました。この結果を踏まえて、私は町民が今回の町議会選挙に対して一席を投じていると感じ、重く受け止めているところであります。

また、今回の選挙後には既存会派の再編などがあり、今後の議会運営にも大きく影響が及ぶことを危惧するところでありますが、私は全ての議員の声を平等に生かし、またスムーズな議会運営ができるように努めてまいります。

4点目でございますが、本町議会では全ての会議内容は原則全て公開されております。町民に対しては、審議した議案等に対する議員個々の採択の状況は知らされておらず、今後は遠軽町議会基本条例第7条第6項における「議会は町民に対し議案等に対する議員個々の採択態度を議会広報で公表するなど議員の活動を的確に評価できる情報を提供する」を遵守し、議会広報等で積極的に公表することを実践してまいります。

5点目は、過年度より議会において計画されておりました町民の皆様との意見交換会、議会報告会に替わる（仮称）まちなかネットカフェ等の開催、現下のコロナ禍でやむなく中断しておりますが、今後の状況をしっかり見極めながら、これを積極的に進めてまいります。

6点目は、昨年来から対策を図ってきましたコロナ感染症に対する危機管理の対策であります。非常事態等の際の急な参集が困難になることが十分に推測され、緊急会議の在り方についてオンラインの導入等の必要性が確認されたところであります。今後の導入には慎重に検討を要しますが、ぜひ早期に導入できますよう努力してまいりたいと思っております。

最後に7点目でございますが、佐々木町政のこれまでの3期12年間、本町にとっては大きな功績を残してきたことは評価するところではあります。これらは町民の皆様や議会、また町職員などの多くの協力の下に成り立っていると思うところであります。

私たち議員は思想、信条は違えども、町民の皆様のため、遠軽町の発展のためにと目的は同じであります。また、議会と首長の関係はさきに述べたように、今後も一定の緊張感を持って町政運営に邁進していくことが大切であり、これからも町民の皆様との議会として、また議員が十分に力量を発揮できる議会にするために、議長とともに努力してまいります。

以上、述べたことを実践していくことで町民の付託に応え、信頼される議会を目指して職責を全うしたいと考えております。同時に、私、竹中裕志は、副議長として恥じることのない行動に心がけ、生まれ育ったふるさと遠軽を守るために、ひたすら誠実に一生懸命に議会活動に励んでまいります。

議員各位の皆様の御推挙を心からお願い申し上げ、私の副議長立候補の所信表明とさせていただきます。

ていただきます。どうぞよろしくお願いいいたします。（拍手）

○議長（杉本信一君） 以上で、副議長志願者の所信表明を終わります。

念のため申し上げます。

ただいま実施した副議長志願者の所信表明は、地方自治法で規定している副議長選挙の方法を変更するものではありません。所信表明の有無に関わらず、全議員がそれぞれ選挙人、被選挙人でありますので、御承知をお願いいたします。

---

### ◎日程第7 選挙第2号

○議長（杉本信一君） 日程第7 選挙第2号副議長の選挙についてを行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦にしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推薦によることに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定しました。

それでは、副議長に竹中裕志議員を指名します。

お諮りします。

ただいま議長において指名しました竹中議員を副議長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名された竹中議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました竹中議員が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、当選人の告知をいたします。

副議長に当選されました竹中議員から発言を求められておりますので、これを許可します。

○副議長（竹中裕志君） ただいま皆さんの御推挙いただきまして副議長に就任いたします竹中でございます。改めてご挨拶をさせていただきます。

私の所信は先ほど述べたものが大まかな所信でございますので、これを今後遠軽町のた

め、また町民のために一生懸命議長と共に進めてまいりたいと思いますので、今後ともよろしくお願いします。ありがとうございます。（拍手）

---

#### ◎日程第8 議席の指定について

○議長（杉本信一君） 日程第8 議席の指定についてを行います。

議席の指定は、会議規則第4条第1項の規定により、議長において定めることとなっております。

議席については、くじにより決定したいと思います。

なお、議長の議席番号は最終の16番、副議長については最終2番の15番とすることになっておりますので、御了承願います。

暫時休憩いたします。

午前11時06分 休憩

---

午前11時14分 再開

○議長（杉本信一君） 再開いたします。

それでは、議長において議席を指定します。

局長をして議席番号と指名を申し上げます。

○議会事務局長（小野寺正彦君） それでは、申し上げます。

議席番号1番白幡議員、2番秋元議員、3番黒坂議員、4番阿部議員、5番渡部正騎議員、6番戸松議員、7番山本議員、8番、仮議席番号11番佐藤昇議員、9番、仮議席番号3番佐藤登議員、10番山谷議員、11番前島議員、12番佐藤和徳議員、13番渡辺清夏議員、14番今村議員、15番竹中副議長、16番杉本議長、以上であります。

○議長（杉本信一君） ただいまのとおり議席を指定いたします。

暫時休憩いたします。

午前11時15分 休憩

---

午後 1時50分 再開

○議長（杉本信一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

---

#### ◎日程第9 町長の挨拶及び提出案件要旨説明

○議長（杉本信一君） 日程第9 町長の挨拶及び提出案件要旨説明を求めます。

佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） ー登壇ー

令和3年第7回遠軽町議会臨時会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

議員の皆様におかれましては、遠軽町議会議員選挙において、多くの町民の皆様の信頼を集め、見事に当選の榮譽を勝ち取られましたことに、心からお祝いを申し上げます。

私も町長選挙におきまして、町民の皆様の御支援、御厚情をいただきまして当選の榮譽を賜り、4期目の町政執行の重責を担うことになりました。ここに深く感謝を申し上げる次第であります。

再びここに登壇いたしまして、誠に光榮に存じますとともに、その責任の重さを改めて痛感しているところであります。初心を忘れることなく、町民の皆様から寄せられました期待に応えるべく、町民憲章にある「永遠に輝く遠軽町」の建設のため、町民の皆様とともに考え、ともに行動し、柔軟な発想と創意工夫の下、責任と決断を持って全身全霊で職務に当たる所存であります。

私はこの3期12年間、遠軽町はもとよりオホーツク地域のことを優先して考え、町内外に足を運び、皆様から様々なお声を聞かせていただき、また、御指導、御協力を賜りながらまちづくりを進めてまいりました。

新たなごみ焼却施設「えんがるクリーンセンター」や人工芝グラウンドを備えた「えんがる球技場」、オホーツクの玄関口となる「道の駅遠軽森のオホーツク」、また長年の懸案事項でありました「遠軽町芸術文化交流プラザ」の整備といった大型事業に取り組むとともに、遠軽厚生病院産婦人科医の医師確保の問題やJR石北線の存続問題など、町民生活に欠かせない新たな課題にも取り組み、産業、福祉、医療、教育、自衛隊駐屯地の存置等に係る様々な政策を実行してまいりました。

今後4年間、第2次遠軽町総合計画の将来像である「森林と清流 つくる・つながる にぎわいのまち」の実現を目指し、「元気あふれるまちづくり」「愛情あふれるまちづくり」「未来につなぐまちづくり」「みんなで創るまちづくり」「自衛隊駐屯地と共に発展するまちづくり」を柱として、将来にわたり健全な財政基盤を確保しながら、町の持続的発展のために精いっぱい努力を重ねてまいる所存でありますので、議員各位並びに町民の皆様のお指導、御協力をお願い申し上げます。

なお、具体的な所信につきましては、次の定例会において申し述べさせていただきたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

次に、本議会に提出いたしました議案の概要について御説明申し上げます。

同意第1号教育委員会委員の任命については、現委員の新山史賢氏が令和3年11月8日をもって任期満了となりますので、後任の委員を任命いたしたく、議会の同意を求めます。

同意第2号監査委員の選任については、議会選出の委員を選任いたしたく、議会の同意を求めます。

同意第3号公平委員会委員の選任については、現委員の笹原重敏氏が令和3年11月8日をもって任期満了となりますので、後任の委員を選任いたしたく、議会の同意を求めます。

承認第1号専決処分の承認を求めることについては、遠軽町表彰条例に該当いたします対象者の表彰について専決処分いたしましたので、議会の承認を求めます。

以上が、本議会に提案いたしました議案の概要です。

御審議を願う議案につきましては、その都度、担当部課長から詳細に御説明いたしますので、御協賛を賜りますようお願いを申し上げます。

---

### ◎日程第10 常任委員の選任について

○議長（杉本信一君） 日程第10 常任委員の選任についてを行います。

常任委員の選任については、委員会条例第8条第2項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっております。

暫時休憩いたします。

午後 1時56分 休憩

---

午後 1時57分 再開

○議長（杉本信一君） 再開いたします。

お諮りします。

常任委員の選任については、お手元に配付した名簿のとおり指名したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、常任委員はお手元に配付した名簿のとおり選任することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

午後 1時58分 休憩

---

午後 1時58分 再開

○副議長（竹中裕志君） 再開いたします。

議長を交代いたします。

ただいま総務文教常任委員会に選任されました杉本議長から、常任委員を辞任したい旨の申出があります。

議長は固有の権限を有していることから、辞任いたしたいとするものであります。

お諮りします。

申出のとおり辞任を許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（竹中裕志君） 異議なしと認めます。

したがって、議長の総務文教常任委員の辞任を許可することに決定いたしました。

次に、正副委員長互選について、休憩中に各常任委員会を開催し、委員会条例第9条第2項の規定により、委員長及び副委員長の互選をお願いいたします。

暫時休憩します。

午後 1時59分 休憩

---

午後 2時26分 再開

○議長（杉本信一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

各常任委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われましたので、局長をして報告いたします。

○議会事務局長（小野寺正彦君） 御報告いたします。

名簿につきましては、改めて配付いたしませんので、既に配付の名簿を御使用いただきたいと思っております。

総務文教常任委員会委員長は阿部君枝委員、副委員長は今村則康委員であります。

次に、民生常任委員会委員長は渡部正騎委員、副委員長は秋元直樹委員であります。

経済常任委員会委員長は山本悟委員、副委員長は前島英樹委員であります。

以上でございます。

---

#### ◎日程第11 議会運営委員の選任について

○議長（杉本信一君） 日程第11 議会運営委員の選任についてを行います。

議会運営委員の選任については、委員会条例第8条第2項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっております。

暫時休憩いたします。

午後 2時27分 休憩

---

午後 2時29分 再開

○議長（杉本信一君） 再開いたします。

お諮りします。

議会運営委員の選任については、お手元に配付した名簿のとおり指名したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員は、お手元に配付した名簿のとおり選任することに決定いたしました。

休憩中に議会運営委員会を開催し、委員会条例第9条第2項の規定により、委員長及び副委員長の互選をお願いいたします。

暫時休憩します。

午後 2時29分 休憩

---

午後 2時43分 再開

○議長（杉本信一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議会運営委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われましたので、局長をして報告いたします。

○議会事務局長（小野寺正彦君） 御報告いたします。

名簿につきましては、改めて配付いたしませんので、既に配付の名簿を御使用いただきたいと思います。

委員長は秋元直樹委員、副委員長は佐藤昇委員であります。

以上でございます。

---

### ◎日程第12 選挙第3号

○議長（杉本信一君） 日程第12 選挙第3号遠軽地区広域組合議員の選挙についてを行います。

議員の数は6人であります。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦により行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推薦で行うことに決定をいたしました。

お諮りします。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定いたしました。

遠軽地区広域組合議員には、秋元議員、黒坂議員、渡辺清夏議員、渡部正騎議員、山本議員、私、杉本といたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名しました6人の方を当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名された6人の方が遠軽地区広域組合議員に当選されました。

当選された6人の方が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

---

◎日程第13 選挙第4号

○議長（杉本信一君） 日程第13 選挙第4号選挙管理委員及び補充員の選挙についてを行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦により行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推薦で行うことに決定いたしました。

お諮りします。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

午後 2時46分 休憩

---

午後 2時47分 再開

○議長（杉本信一君） 再開いたします。

選挙管理委員には、遠軽町南町3丁目2番地236、中川満之君。遠軽町西町2丁目2番地28、新野尾伸一君。遠軽町旧白滝340番地、児玉富雄君。遠軽町丸瀬布新町235番地、戸井佳穂君、以上の4人の方を指名いたします。

お諮りします。

ただいま議長において指名しました4人の選挙管理委員を当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名された4人の方が選挙管理委員に当選されました。

次に、補充員には、第1順位に遠軽町南町2丁目7番地32、長谷川光夫君。第2順位に遠軽町丸瀬布新町157番地、織田政幸君。第3順位に遠軽町生田原409番地、高木祥隆君。第4順位に遠軽町白滝818番地9、水戸勲君、以上の4名の方を指名いたしま

す。

お諮りします。

ただいま議長において指名しました4人の方を補充員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました4の方が補充員に選任されました。当選人には、後刻通知をいたします。

---

#### ◎日程第14 同意第1号

○議長(杉本信一君) 日程第14 同意第1号教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

暫時休憩します。

午後 2時49分 休憩

---

午後 2時50分 再開

○議長(杉本信一君) 再開いたします。

提出者の説明を求めます。

佐々木町長。

○町長(佐々木修一君) 同意第1号教育委員会委員の任命について、御説明いたします。

教育委員会委員新山史賢氏が、令和3年11月8日をもって任期満了となるため、別紙の方を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

別紙を御覧願います。

住所、遠軽町東町3丁目3番地48。

氏名、新山史賢氏。

生年月日、昭和23年3月13日であります。

新山氏は、人格が高潔で、教育に関し識見を有する方でありますので、教育委員会委員として任命いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

なお、御本人の略歴につきましては、添付の参考資料を御参照願います。

以上で説明を終わります。

○議長(杉本信一君) これより、質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、同意第1号教育委員会委員の任命についてを採決いたします。  
本案は、討論を省略して、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり同意することに決定しました。

---

◎日程第15 同意第2号

○議長(杉本信一君) 日程第15 同意第2号監査委員の選任についてを議題といたします。

暫時休憩します。

午後 2時52分 休憩

---

午後 2時53分 再開

○議長(杉本信一君) 再開いたします。

提出者の説明を求めます。

佐々木町長。

○町長(佐々木修一君) 同意第2号監査委員の選任について、御説明いたします。

議員のうちから監査委員を選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

別氏を御覧願います。

住所、遠軽町岩見通南2丁目1番地14。

氏名、黒坂貴行氏。

生年月日、昭和34年12月18日であります。

以上で説明を終わります。

○議長(杉本信一君) これより、質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより、同意第2号監査委員の選任についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

暫時休憩します。

午後 2時54分 休憩

午後 2時55分 再開

○議長（杉本信一君） 再開します。

---

◎日程第16 同意第3号

○議長（杉本信一君） 日程第16 同意第3号公平委員会委員の選任についてを議題とします。

暫時休憩します。

午後 2時55分 休憩

---

午後 2時56分 再開

○議長（杉本信一君） 再開します。

提出者の説明を求めます。

佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） 同意第3号公平委員会委員の選任について、御説明いたします。

公平委員会委員笹原重敏氏が、令和3年11月8日をもって任期満了となるため、別紙の方を選任いたしたく、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求めらるるものであります。

別紙を御覧願います。

住所、遠軽町学田2丁目12番地75。

氏名、笹原重敏氏。

生年月日、昭和33年3月21日であります。

笹原氏は、人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、かつ人事行政に関し識見を有する方でありますので、公平委員会委員として選任いたしたく、議会の同意を求めらるるものであります。

なお、御本人の略歴につきましては、添付の参考資料を御参照願います。

以上で説明を終わります。

○議長（杉本信一君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、同意第3号公平委員会委員の選任についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり同意することに決定しました。

---

◎日程第17 承認第1号

○議長（杉本信一君） 日程第17 承認第1号専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

鈴木総務課長。

○総務課長（鈴木 浩君） 承認第1号専決処分の承認を求めることについて、説明いたします。

地方自治法第179条第1項の規定により、表彰について専決処分をしましたので、同法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

次のページを御覧願います。

専決第4号は、遠軽町表彰条例第2条の規定により、表彰することについて令和3年10月8日に専決処分をしたものであります。

表彰の種類及び対象者につきましては、遠軽町表彰条例第2条第3号エに該当する社会功労としまして、まちづくり振興資金として100万円の御寄附をいただきました東京都港区赤坂1丁目14番5号、JapanGold株式会社様。同じく100万円の御寄附をいただきました札幌市中央区南1条西24丁目1番30号、新星レジャー開発株式会社様であります。

専決理由につきましては、令和3年9月10日にJapanGold株式会社様から、10月4日に新星レジャー開発株式会社様から寄附があったことに伴い、11月4日に挙行する令和3年度遠軽町功労者表彰式において表彰するため、表彰の対象者として決定したものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（杉本信一君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、承認第1号専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり承認されました。

暫時休憩します。

午後 3時00分 休憩

---

午後 3時13分 再開

○議長（杉本信一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

---

#### ◎議事日程追加について

○議長（杉本信一君） お諮りします。

お手元に配付した議事日程追加表のとおり日程に追加し、議題にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、議事日程追加表のとおり日程を追加し、議題とすることに決定しました。

---

#### ◎日程第 18 特別委員会の設置について

○議長（杉本信一君） 日程第 18 特別委員会の設置についてを議題とします。

お諮りします。

議会において発行する議会だよりを編集するため、4人の委員で構成する広報特別委員会を設置し、調査終了まで閉会中の継続調査にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、4人の委員で構成する広報特別委員会を設置し、調査終了までの閉会中継続調査とすることに決定いたしました。

暫時休憩します。

午後 3時14分 休憩

---

午後 3時15分 再開

○議長（杉本信一君） 再開します。

ただいま設置されました広報特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第2項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっております。

お諮りします。

広報特別委員会委員の選任については、お手元に配付した名簿のとおり指名したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、広報特別委員会の委員は、お手元に配付しました名簿のとおり選任することに決定いたしました。

休憩中に広報特別委員会を開催し、委員会条例第9条第2項の規定により、委員長及び副委員長の互選をお願いいたします。

暫時休憩します。

午後 3時16分 休憩

---

午後 3時23分 再開

○議長（杉本信一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

広報特別委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われましたので、局長をして報告いたします。

○議会事務局長（小野寺正彦君） 御報告いたします。

名簿につきましては、改めて配付いたしませんので、既に配付の名簿を御使用いただきたいと思います。

委員長は渡部正騎委員、副委員長は白幡隆一委員であります。

以上でございます。

---

#### ◎日程第19 常任委員会及び議会運営委員会所管事務調査通知書

○議長（杉本信一君） 日程第19 常任委員会及び議会運営委員会所管事務調査通知書を行います。

閉会中における各委員会の所管事務調査について、会議規則第73条第1項及び第2項並びに第75条の規定により、お手元に配付のとおり各委員長から申出があります。

お諮りします。

本件について、各常任委員長及び議会運営委員長の申出のとおり、承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、本件については、各委員長の申出のとおり決定いたしました。

---

#### ◎閉議宣告

○議長（杉本信一君） お諮りします。

本臨時会の会議に付された事件は、全て終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定により、本日で閉会にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、本臨時会は、本日で閉会することに決定いたしました。

---

◎閉会宣告

○議長（杉本信一君） 会議を閉じます。

以上で、令和3年第7回速軽町議会臨時会を閉会いたします。

午後 3時25分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

臨時議長 竹中 敬志

議長 杉本 信一

署名議員 秋元 直樹

署名議員 阿部 君枝